

【論点②】CMRに求められる善管注意義務等の範囲

【論点③】CM賠償責任保険制度のあり方

論点② CMRに求められる善管注意義務等の範囲

- 建築事業をベースに、CMRの各段階に応じた業務内容、目的ならびに善管注意義務のポイントを整理
- CM契約における債務不履行責任において、善管注意義務が問われるケースや対応について参考文献等で把握



- 引き続き、CMRの各段階に応じた業務内容と善管注意義務が問われるケースを把握し、議論の深度化を図る
- CM賠償保険の善管注意義務違反の適用例を調査し、CM約款や業務委託書を整備する上で整合を図る

論点③ CM賠償責任保険制度のあり方

- 事例を基に建築／土木別のCM賠償責任保険の加入状況を確認
- 約款構成や制度概要等、現行の保険制度を整理するとともに、CM賠償保険制度の概要を把握



- 関係団体保有のCM賠償保険に関する調査を実施し、保険適用の事例や制度構築のプロセスを把握する
- 引き続き、CMRの各段階に応じた善管注意義務が問われるケースを把握し、保険制度のあり方の検討に繋げる

CMRの業務

- CM業務は基本的に準委任契約と解され、善管注意義務についての責任を負うことになる。
- CM業務委託契約に使用される契約約款の整理が今後必要になる。
- 改正民法（瑕疵担保条項の廃止や準委任契約のような委託事務においても成果完成型の契約形態が追加）の規定を考慮した検討も必要になる。

事例による整理

	請負契約	委任契約
CM契約における傾向	調査対象プロジェクト数13件のうち、瑕疵担保責任が規定されていることから請負契約と考えられものが10件	調査対象プロジェクト数13件のうち、瑕疵担保責任が規定されていないことから準委任契約と考えられものが3件
	CM契約においては業務委託契約という名称で契約を結ぶケースが多く、契約形式は契約内容を詳細に確認して判断する必要がある	
定義	仕事の完成に対して対価を支払う契約（民法§632）	法律行為をすることを相手に委託する契約（民法§643） ※CM契約では、法律行為でない事務を委託するため、準委任契約として、委任の規定を準用
報酬請求の根拠	仕事の完成	一定の事務の処理（仕事の完成の有無にかかわらず）
成果実現の危険	請負者が負担	委任者が負担
責任範囲	善管注意義務・過失責任・無過失責任（瑕疵担保責任）	善管注意義務・過失責任
発注者解除	損害を賠償した上でいつでも契約を解除することができる（民法§641）	いつでも契約を解除することができる（民法§651①） ただし、相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、相手方の損害を賠償しなければならない（民法§651②）

CM業務における善管注意義務違反とは

- 善管注意義務は、専門家の責任をはじめ広い分野で規定されており、その業務内容を確定する一義的明確な基準は、現状ない。
- CMRが責任を負うのは、あくまでコンストラクション・マネジメントとしての専門家としての業務範囲であり、設計者・施工者・工事監理者といった他の建設に関する専門家の業務範囲ではない。

通常期待されている程度の注意義務の内容

- ・CMRは「技術的な中立性を保ちつつ発注者側に立って、発注者の補助者・代行者として、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種マネジメント業務」を行うもの。
- ・設計者が本来負っている設計者責任、工事監理者が本来負っている工事監理責任、施工者が本来負っている施工者責任を肩代わりするものではない。
- ・CMRとしての注意義務の履行も、発注者の補助者・代行者としての助言・報告・指示、関係者との調整等を実施に関するものであり、あくまで判断者、行為者は発注者となる。

善管注意義務になるかどうかの判断

- ・過失責任が問われるかどうかは予見可能性の存否がポイント。
- ・予見可能性とは、平均的なCMRとしてのマネジメント能力からすれば、ある結果が発生することを認識できたかどうかということ。
- ・CMRの専門家責任はマネジメント能力としての責任であるため、例えば詳細に検討すれば設計ミス、施工ミスが発見できたはずであるとの指摘があったとしても、CM業務の範囲外と考えられるので、CMRが善管注意義務に問われるケースはないと思われる。

- 現時点でのCMRの法的責任の明確化に役立つ係争事例や判例として紹介できるものはほとんどない。
- CM契約等においてCMRの業務内容を具体的かつ明確にすることで、善管注意義務違反が問われる場面は少なくなると思われる。

- CM標準約款等の整備を進めることにより、CM契約等におけるCMRの業務内容の具体化・明確化に繋がれば、善管注意義務違反が問われる場面は、少なくなると思われる。
- 改正民法（瑕疵担保条項の廃止や準委任契約のような委託事務においても成果完成型の契約形態が追加）については、次年度に行うCM標準約款等の詳細検討の中で対応可能と考えられることから、本検討会では、現在の民法の枠組で検討を行う。



CM賠償責任保険制度

- ・日本CM協会のCM賠償責任保険について、運用状況を確認したところ、2008年度の運用開始以降、現在まで保険の適用例はない。
- ・国土交通省が実施していた多様な入札契約方式モデル事業や、昨年度開催していた、CM方式（ピュア型）の事例把握に関する勉強会での具体的なCM契約の事例を見ても保険が適用された例はない。
- ・今後もCMRの各段階に応じた善管注意義務違反が問われるケースを把握することは必要だが、具体的な保険制度の構築については、CM業務のさらなる普及が必要であり、今後の検討事項として本検討会では整理する。

(参考)CM賠償責任保険制度の概要(日本CM協会の保険制度)

概要

◆CM賠償責任保険制度創設の背景

- 標準約款は民法上の規定となっているため、瑕疵担保責任における損害賠償には制限がなく、過大な負担を強いられる可能性があることから、共同してリスクを負担することで受注者が責務を全うできる仕組みとして、日本CM協会により国内初となる、建設関係マネジメント業務を対象にした「CM賠償責任保険制度」が創設され、2008年4月1日より運用が開始されている。

◆補償対象業務

- CM業務委託契約書およびCM業務委託契約約款に基づいて行なう、日本CM協会の定める標準業務及びオプション業務（具体的には、日本CM協会が定める「CM標準業務委託書」に記載された業務に合致する業務）

◆補償対象となる損害賠償

- プロジェクトにおける関係者の作業のやり直し、不具合の改善による損害賠償
- プロジェクトの完成遅延による引渡しを受ける者の営業阻害損害賠償
- 上記以外で、CM業務の遂行に起因して発生した第三者の身体の障害、財物の損壊に対する損害賠償

◆保険に加入できる者

- 日本CM協会法人会員、日本CM協会の個人会員が所属する法人、日本CM協会の個人会員でかつ個人事業主

◆保険金額加入タイプ・保険料

- 保険金額は1,000万円、5,000万円、1億円の3種類からの選択制であり、1年間で更新する掛け捨て型
- 保険料率は、CM業務の年間報酬業務をもとに算出

その他の賠償責任保険

○ 工事や設計業務等で主に用いられている保険制度は以下のとおりである。

	土木工事	建築工事（住宅）	設計業務（土木）	設計業務（建築）	地質調査業務
保険名称	土木工事保険	住宅瑕疵担保責任保険	建設コンサルタント賠償責任保険	建築士事務所賠償責任保険	建設コンサルタント賠償責任保険
保険契約者	工事の発注者 工事の元請業者	住宅等の売主（宅建業者）、工事請負人（建設業者）	建コン協の会員企業	日本建築士事務所協会 連合会の会員企業	全地連の会員企業
補償対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路建設、トンネル工事、土地造成等の土木工事 ● 土木工事のうち、本工事と付随する仮工事、工事材料及び工事用仮設財、現場事務所・宿舍等を対象とする 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築工事のうち、10年の瑕疵担保期間が定められている構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分 ● 瑕疵担保期間が10年と定められているのは、屋根、外壁、床版、基礎、柱・壁ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内の土木構造物に関する設計業務の成果品 ● 廃棄物処理施設、汚水・排水処理施設、土木構造物に付属する建物（機械設備・電気設備含む）の設計書類も含む 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内の建築物の建築工事実施の為に必要な図面（施工図を除く）、および仕様書を作成する業務 ● 建築士の責任において（資格者以外は除く）、指示書の作成（施工者に対し）および施工図承認書を作成する業務 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内の地質または土質に関する地質調査業務の成果品 ● 建築物の施工のための地質調査、土壌・地下水汚染状況調査、汚水処理計画業務も含む
保険期間	工事着手～工事目的物の引渡し	住宅等の引渡し～10年（住宅一戸毎）	1年間	1年間	1年間